

被扶養者および任意継続組合員の方へ

特定健診の詳しいご案内は5月末にお送りしました。**必ずご確認ください！**
(平成30年度の対象者は昭和18年7月～昭和54年3月生まれの方です)

特定健診を受けて今年も元気に！



「健康に自信がある」「不調はなにもない」と、健診をずっと受けていない方はいませんか？
組合員の方は年に一度、総合健診を受診されていますが、配偶者などの被扶養者の方や退職された任意継続組合員の方は健診を受診する機会がありません。

特定健診って何？

生活習慣病の予防や重症化を抑えるための健診です。この機会にご自身の健康をチェックされてはいかがでしょうか？

健診機関によっては予約でいっぱいになることも考えられますのでお早めに受診されることをお勧めします。

特定健診の検査項目と内容

検査項目	内容
問診票	服薬歴、喫煙歴など
身体計測	身長、体重、BMI、腹囲
理学的検査	身体診察
血圧測定	
血液検査	脂質検査 中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
	肝機能検査 AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ GT(γ GTP)
	血糖検査 空腹時血糖 または ヘモグロビンA1c
尿検査	尿糖、尿蛋白

福岡県内2,000か所以上
特定健診はかかりつけのお医者さんでも受けられます

共済組合ホームページで検索することができます。
(一部の健診機関は特定健診受診券と同封のご案内に記載しています)
共済組合でご案内することもできますのでお気軽にお電話ください。

福岡県市町村職員共済組合

検索

他の検査も受診したい場合は？

共済組合では特定健診とは別に、総合健診を実施しています。組合員の方と同じ場所、日程、検査項目で受診できます。ご希望の場合は、所属所(組合員のお勤め先)の共済組合事務担当者にお申込みください。

なお、総合健診を受診した被扶養者の方や任意継続組合員の方は、特定健診を受診できません。

特定保健指導も受けてください

特定健診終了後に検査の結果と、必要とされる特定保健指導(生活習慣改善の支援)の判定等が届きます。特定保健指導に該当する方(保健指導を希望する方のみ)に、共済組合から利用券を送付しますので特定保健指導を受けてください。

受診券

は5月末にお届けしています。

有効期限は平成31年3月31日です。
早めの受診を！

お問い合わせは



福岡県市町村職員共済組合
健康福祉課 092-651-2461